新潟県条例第32号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び別表の項の表示に下線が引かれた項、号及び別表の項（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、号及び別表の項の表示に下線が引かれた項、号及び別表の項（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項、号及び別表の項の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（耐火建築物等の敷地と道路との関係） **第11条**　法第27条の規定に適合する建築物としなければならない特殊建築物（同条第３項第２号に規定する建築物を除く。）の敷地は、道路に４メートル以上有効に接しなければならない。ただし、敷地の路地状部分だけで道路に接し、かつ、その長さが20メートルを超える場合においては、当該路地状部分の幅員は、６メートル以上でなければならない。	（耐火建築物等の敷地と道路との関係） **第11条**　法第27条の規定により耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない建築物（同条第２項第２号に規定する建築物を除く。）の敷地は、道路に４メートル以上有効に接しなければならない。ただし、敷地の路地状部分だけで道路に接し、かつ、その長さが20メートルを超える場合においては、当該路地状部分の幅員は、６メートル以上でなければならない。
（出入口前面の空地） **第20条**　（略） ２　法第27条の規定に適合する建築物及び法第86条の４第１項各号のいずれかに該当する建築物にあつては、前項の前面空地を歩廊とすることができる。	（出入口前面の空地） **第20条**　（略） ２　耐火建築物及び準耐火建築物並びに法第86条の４第１項各号のいずれかに該当する建築物にあつては、前項の前面空地を歩廊とすることができる。
（建築物に関する確認申請等手数料） **第23条**　（略） ２　（略） ３　法第６条の３第１項の規定による構造計算適合性判定の申請をしようとする者は、構造計算１件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)　法第20条第１項第２号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を必要とするものである場合　次の表に掲げる手数料 （略） (2)　法第20条第１項第２号イ又は第３号イの構造計算が同項第２号イに規定するプログラム又は同項第３号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を必要と	（建築物に関する確認申請等手数料） **第23条**　（略） ２　（略） ３　法第６条第１項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画が法第６条第５項の知事の構造計算適合性判定を必要とするものである場合においては、第１項の手数料のほか、構造計算１件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。 (1)　法第20条第２号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を必要とするものである場合　次の表に掲げる手数料 （略） (2)　法第20条第２号イ又は第３号イの構造計算が同条第２号イに規定するプログラム又は同条第３号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定を必要とするも

するものである場合　次の表に掲げる手数料 （略）	のである場合　次の表に掲げる手数料 （略）
	４　法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）は、法第６条第５項の規定により建築主事が同項の知事の構造計算適合性判定を求める場合においては、構造計算１件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
	５　法第６条の２第１項の規定による指定を受けた者は、同条第３項の規定により同項の知事の構造計算適合性判定を求める場合においては、構造計算１件につき、第３項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
４　法第18条第４項の規定により構造計算適合性判定を求めようとする国の機関の長等は、構造計算１件につき、前項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。	６　法第18条第２項の規定による通知をしようとする国の機関の長等は、通知に係る計画が同条第４項の知事の構造計算適合性判定を必要とするものである場合においては、構造計算１件につき、第３項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
	７　特定市町村は、法第18条第４項の規定により建築主事が同項の知事の構造計算適合性判定を求める場合においては、構造計算１件につき、第３項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
第30条　地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。	**第30条**　地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（特定市町村を除く。）が処理することとする。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6) 法第７条の６第１項第１号又は第２号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(6) 法第７条の６第１項第１号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に係る書類の受理及び県への送付
(7)・(8)　（略）	(7)・(8)　（略）
(9) 法第18条第16項（法第87条第１項、第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付	(9) 法第18条第14項（法第87条第１項、第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付
(10)　（略）	(10)　（略）
(11)　法第18条第24項第１号又は第２号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）及び第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(11)　法第18条第22項第１号（法第87条の２（法第88条第２項において準用する場合を含む。）及び第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(34)の２　（略）	(12)～(34)の２　（略）
(35)　法第67条の３第３項第２号、第５項第２号又は第９項第２号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付	(35)　法第67条の２第３項第２号、第５項第２号又は第９項第２号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
(35)の２～(55)　（略）	(35)の２～(55)　（略）
(55)の２　政令第137条の16第２号の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	
(56)・(57)　（略）	(56)・(57)　（略）
２　（略）	２　（略）

別表（第28条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
１　法第７条の６第１項第１号又は第２号（法第87条の２並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	（略）
２～20の２　（略）	（略）
21　法第67条の３第３項第２号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第５項第２号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第９項第２号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者	（略）
21の２～39　（略）	（略）
39の２　政令第137条の16第２号の規定により移転の認定の申請をしようとする者	１件につき　27,000円
40　（略）	（略）

別表（第28条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
１　法第７条の６第１項第１号（法第87条の２並びに第88条第１項及び第２項において準用する場合を含む。）の規定により仮使用の承認の申請をしようとする者	（略）
２～20の２　（略）	（略）
21　法第67条の２第３項第２号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第５項第２号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第９項第２号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者	（略）
21の２～39　（略）	（略）
40　（略）	（略）

附　則

この条例は、平成27年６月１日から施行する。